

# 和光市立第二中学校 PTA 規約

和光市立第二中学校 PTA  
埼玉県和光市広沢 1 番 4 号  
電話(048)462-1793 番

# 和光市立第二中学校PTA規約

## 第 1 章 名 称

(名 称)

第1条 本会は和光市立第二中学校PTAと称し、事務所を和光市立第二中学校内に置く。

## 第 2 章 目 的

(目 的)

第2条 本会は次記の諸項を目的とする。

- (1) 家庭、学校及び社会における生徒の福祉を増進する。
- (2) 家庭生活及び社会生活の水準を高め、民主教育に対する理解を深めこれを推進する。
- (3) 家庭との関係を緊密にし、生徒の訓育について一層協力する。
- (4) 父母等の保護者と教職員と一般の協力を促進し、学校の教育環境の整備をはかる。
- (5) この地域の社会教育の振興を助ける。

## 第 3 章 方 針

(本 旨)

第3条 本会は教育を本旨とする民主団体として活動する。

(他団体との関係)

第4条 本会は非営利的、非党派的、非宗教的であって、教育以外の活動を目的とする団体及び事業に関係しない。

(意見具申)

第5条 本会は校長及び教育関係者と教育問題について討議し、又はその活動を助けるための意見を具申するが、学校管理や教職員の人事には干渉しない。

(適正な教育予算の充実)

第6条 本会は国及び地方公共団体の適正な教育予算の充実を期するために努力する。

## 第 4 章 会 員

(会 員)

第7条 本会は次記の会員をもって組織する。

- (1) 第二中学校に在籍する生徒の父母又はそれに代わる人

- (2) 第二中学校に勤務する職員
- (3) PTA 組織  
別紙「和光市立第二中学校 PTA 組織図」

## 第 5 章 会 計

(経 費)

第 8 条 本会の経費は会費及び寄附金、預貯金利子により支弁する。

(会 費)

第 9 条 会費の納入等については、次記による。

- (1) 会費は 1 世帯月額 200 円とする。
- (2) 会費は 1 年分を一括して納入する。
  - イ 転入はその月より納入する。
  - ロ 転出は申し出により残期分を返金する。

(会計年度)

第 10 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 6 章 役員・会計監査・顧問・選考委員会及び卒業対策委員会

(役員・会計監査)

第 11 条 本会に次記の役員・会計監査をおく。

- (1) 会長 1 名
  - (2) 副会長 3 名
  - (3) 書記 2 名
  - (4) 会計 2 名
  - (5) 会計監査 2 名 (保護者 1 名)(教職員 1 名)
- 2 役員・会計監査の任期は 1 年とし、定期総会から次の定期総会までとする。役員は、役員選出及び委員選出については次年度以降、兄弟姉妹を含めて原則として選考から除外する。但し、役員・委員の自薦及び会計監査については再任を妨げない。なお連続して 4 年を超えてはならない。
- 3 教職員についてはこの限りではない。
- 4 会計監査は前役員の中から選出する。
- 5 補充役員・会計監査の任期は、前任者の残任期間とする。なお役員選出及び委員選出の選考除外については、在任期間が全任期の 3 分の 1 以上において適用する。

(顧問の編成)

第12条 本会に顧問をおくことができる。

(選考委員会及び卒業対策委員会)

第13条 本会に選考委員会及び卒業対策委員会をおく。委員の選出は次記による。

- (1) 選考委員会は、本部役員8名が兼務する。
- (2) 卒業対策委員会は、3年生各学級より選出する。

## 第 7 章 役員・会計監査及び顧問の任務

(役員・会計監査の任務)

第14条 役員の任務は次記の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統轄、会議を招集する。役員及び校長の承認を得て、選考委員会を除く全ての委員会から選任された委員長を任命する。又顧問を依頼することができる。
  - (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をする。
  - (3) 書記は総会その他の会合を通知し、議事を記録する。
  - (4) 会計は本会の金銭の収支を記録し、定期総会において会計監査の監査を経た決算を報告する。
  - (5) 役員は必要に応じて、役員会を開く。
- 2 会計監査は本会の会計を監査し、定期総会で報告する。

(顧問)

第 15条 顧問は会の運営について会長の諮問に応え、各種会議及び集会に出席して意見を述べることができる。

## 第 8 章 会議及び集会

(会議及び集会)

第16条 会議には総会、運営会議、役員会、各委員会があり、集会には学年、学級がある。

2 総会には、定期総会と臨時総会がある。

- (1) 定期総会は、年度初めに開く。新会員に関する報告、役員・会計監査の選任、事業報告及び決算の承認、年度計画及び予算案の承認、その他必要と認められた事項の決定を行う。
- (2) 臨時総会は、運営会議で必要と認めるとき、又会員の5分の1の要求があった時、会長が召集する。
- (3) 会議及び集会は、学校において随時開く。
- (4) 校長及び教頭は、会議及び集会に出席し発言することができる。

(定足数)

第17条 総会の定足数は、会員の3分の1とする。但し、委任状をもって出席にかえることができる。議決は出席者の過半数の同意を要する。

2 その他の会議は、定足数を構成員の2分の1とし、決議は出席者の過半数の同意を要する。

## 第 9 章 運営会議

(運営会議の構成員)

第18条 運営会議は本会の各委員及び各委員会の正・副長によって構成される。

(運営会議の目的)

第19条 運営会議の目的は次記の通りとする。

- (1) 本会の目的に則し各種の計画を立てる。
- (2) 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
- (3) 各委員会の連絡を図る。
- (4) 総会に提出する関係書類を作成する。
- (5) 必要ある場合は臨時委員会を作る。
- (6) 役員・会計監査の補充
- (7) 細則の改廃

(運営会議の開催)

第20条 運営会議は原則として年6回程度、各運営会議終了時に次回開催の必要性を審議する。但し会長が必要と認めた時、又は各構成員の要求があった時に開く事ができる。

## 第 10 章 委員の選出及び任務

(委員の選出)

第21条 学級、広報、校外、環境美化委員は、学級より選出する。ただし学級委員は1・2年生の学級からのみの選出とする。

(各委員会)

第22条 本会の目的を達するため、学級、広報、校外、環境美化の4委員会をおく。なお必要に応じて、臨時委員会をおく。

- (1) 学級委員会は、学年、学級、PTAの運営、社会教育、生徒の保健に関することを行う。選出のない3年生において特に活動の必要が生じた場合は、卒業対策委員が代行する。
- (2) 広報委員会は、PTAに関する広報活動、広報誌「しんし」発行を行う。
- (3) 校外委員会は、校外における校区活動、関連団体への参加協力を行う。

- (4) 環境美化委員会は、花壇の整備や除草などの美化活動を行う。  
2 各委員会についての必要事項は、細則で定める。

## 第 11 章 慶弔規定

(慶弔金)

第23条 本会は次記に該当する場合には、慶弔費を贈る。

- (1) 本会の会員及び生徒が死亡した時、慶弔金として5,000円
- (2) その他特別な場合は役員会で決定し、運営会議に報告する。

## 第 12 章 附 則

(会員の個人情報の取扱いについて)

第24条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理は、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

(規約の改正)

第25条 本規約の改正は総会において出席者の3分の2以上の賛成を要する。改正案は総会の3日前までに配布されなければならない。

- 2 本規約に反しない限りにおいて、細則を別に定める。細則の改廃は、運営会議で決定することができる。細則の改廃をした場合は次の定期総会で報告しなければならない。
- 3 年度内で規約変更を行う際には、運営会議での承認から一ヶ月以内に全会員にその旨を報告し、会員3分の2以上の賛成を要する。規約変更した場合は、次の定期総会で報告しなければならない。

(書面総会)

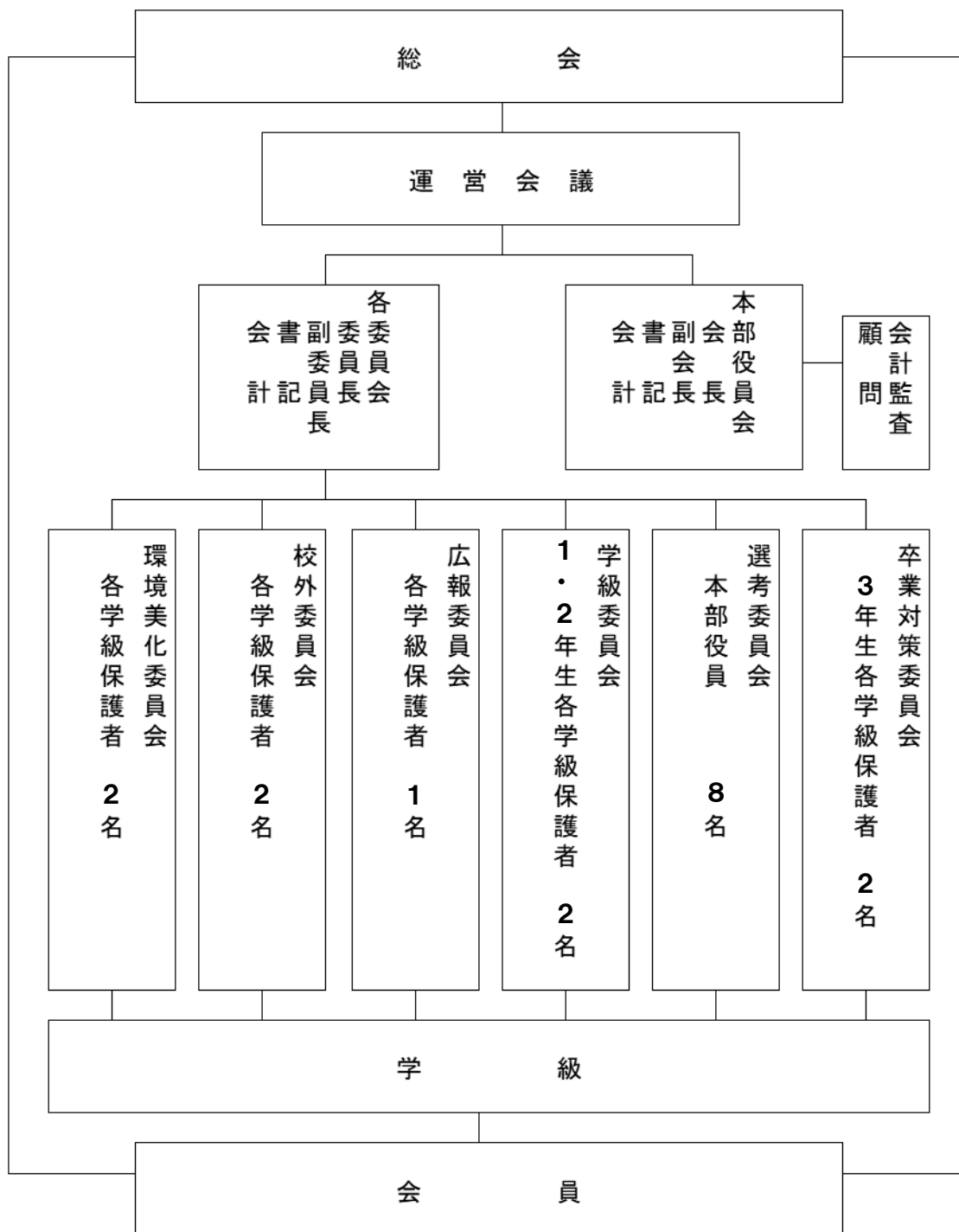
第26条 役員会が必要と認めた場合は、書面にて総会を行うことができる。この場合、議決権の行使は議案に対する賛否を記載できる議決権行使書により行う。議決権行使書の未提出及び白紙提出は賛成に含むものとする。

本規約は昭和42年4月3日より実施する。

昭和44年	4月19日	一部改正	昭和62年	5月2日	一部改正
昭和45年	4月18日	一部改正	平成 元年	5月6日	一部改正
昭和46年	4月17日	一部改正	平成 3年	5月11日	一部改正
昭和47年	4月17日	一部改正	平成 7年	5月6日	一部改正
昭和48年	4月24日	一部改正	平成 9年	5月8日	一部改正
昭和53年	4月28日	一部改正	平成14年	11月22日	一部改正
昭和57年	4月24日	一部改正	平成20年	5月1日	一部改正
昭和58年	4月30日	一部改正	平成21年	5月1日	一部改正
昭和59年	4月28日	一部改正	平成24年	5月8日	一部改正

平成25年 5月 7日 一部改正  
平成26年 4月30日 一部改正  
平成27年 4月30日 一部改正  
平成28年 4月27日 一部改正  
平成29年 4月25日 一部改正

平成30年 4月25日 一部改正  
令和 2年 3月31日 一部改正  
令和 3年 4月27日 一部改正  
令和 4年 4月27日 一部改正  
令和 5年 4月26日 一部改正  
令和 6年 4月 1日 一部改正





# 細 則

PTA 規約第 12 章第 25 条第2項により次の細則を定める。

## 第 1 章 各委員会の構成と活動

### 第1条 学級委員会

- (1) 1・2年生の各学級より2名の委員を選出する。
- (2) 各学年の委員より互選の上、委員長 1 名、副委員長 1 名とし、委員長・副委員長（書記・会計を含む）は会長から招集があった場合は運営会議に参加する。
- (3) 学級委員会を必要に応じて開く。

### 第2条 広報委員会

- (1) 各学級より1名の委員を選出する。
- (2) 各学年の委員より互選の上、委員長 1 名、副委員長 1 名とし、委員長・副委員長（書記・会計を含む）は会長から招集があった場合は運営会議に参加する。
- (3) 広報委員会を必要に応じて開く。

### 第3条 校外委員会

- (1) 各学級より2名の委員を選出する。
- (2) 各学年の委員より互選の上、委員長1名、副委員長2名とし、委員長・副委員長（書記・会計を含む）は会長から招集があった場合は運営会議に参加する。
- (3) 校外委員会を必要に応じて開く。

### 第4条 環境美化委員会

- (1) 各学級より2名の委員を選出する。
- (2) 各学年の委員より互選の上、委員長 1 名、副委員長 2 名とし、委員長・副委員長（書記・会計を含む）は会長から招集があった場合は運営会議に参加する。
- (3) 環境美化委員会を必要に応じて開く。

### 第5条 選考委員会

- (1) 規約第13条第1号により本部役員8名が兼務する。
- (2) 選考委員会を必要に応じて開く。

### 第6条 卒業対策委員会

- (1) 規約第13条第2号により卒業対策委員会は3年生の各学級より選出する。
- (2) 卒業対策委員会を必要に応じて開く。

## 第7条 本部役員会

- (1) 規約第11条第1項により役員・会計監査を本部役員と称する。
- (2) 本部役員は運営会議に出席する。但し、会計監査は監査直後の運営会議及び総会に出席する。
- (3) 役員は、規約第11条第2項により次年度以降、兄弟姉妹を含めて原則として選考から除外する。但し、役員の自薦及び会計監査については再任を妨げない。

## 第 2 章 委員の選出及び一人一役

第8条 各委員会の委員選出については別に定める「委員等選出マニュアル」に基づき学級委員会主導のもと選出する。「委員等選出マニュアル」は学級委員会が所管する。

第9条 第1章に定める各委員会委員の選出の他に、生徒たちのよりよい学習環境の整備や地域活動への参加のため、全会員は年度において一子につき一役以上「一人一役」の役割を担う。「一人一役」の選出についても学級委員会が「委員等選出マニュアル」に基づき実施する。

## 第 3 章 会計細則

第10条 本会は PTA 保険に加入する。保険料は一人年額 100 円で、PTA 会費納入時に納入する。

## 第 4 章 サークル活動

第11条 本会においてサークル(おやじの会等)をつくり、活動することができる。結成にあたっては、運営会議に申し出をし、承認を受ける。

<令和6年4月24日 改正>

## 和光市立第二中学校 PTA 個人情報取扱規則

### (目的)

第1条 この規則は、和光市立第二中学校 PTA(以下、「本会」という)の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### (責務)

第2条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法及び本規則に基づき、本会で取り扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に行う。

### (個人情報の定義)

第3条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

### (管理者)

第4条 本会における個人情報の管理者は会長とする。

### (取扱者)

第5条 本会における個人情報の取扱者は役員及び委員会とする。

### (守秘義務)

第6条 個人情報の管理者及び取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (個人情報の適正な取得)

第7条 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め、公開し、本人に明示する。

### (個人情報の利用目的)

第8条 取得した個人情報は、PTA の活動と、活動における連絡のために利用する。

### (個人情報の利用制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、第8条により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

### (管理)

第10条 個人情報は、管理者または取扱者が適正に管理する。また、不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

### (保管及び持出等)

第11条 個人情報は、それを取り扱う電子機器・電子媒体に、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し、パスワードをかけるなど適切に保管する。

### (第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供を行わないものとする。

- (1) 法令に基づく場合。
- (2) 人の生命、身体又は財産保護のために緊急を要する場合。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

(個人情報の共同利用)

第13条 本会は、和光市立第二中学校と利用目的の範囲内で取得した個人情報を共同利用することがある。

(第三者提供にかかる記録の作成等)

第14条 個人情報を第三者(第12条第1号から第4号、及び県、市役所、区役所を除く)に提供した時は、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 対象者の同意を得ている旨(事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示等)

第15条 本会は本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められた時は法令に沿ってこれに応じる。

(情報漏えい対策)

第16条 個人情報を漏えい(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

(研修)

第17条 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施する。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

以上